

一般職工ノ要求ヲ示シテ貰ヒタイ
田邊ヨリ

一年勤続者ニ対スル手當日給額ノ三ヶ月トシ一年ヲ増ス
毎二十五日ヲ加算シテ貰ヒタイ
土屋ヨリ

社長ノ了解ヲ求メテアル最後ノモノハ元ノ通りデアル
八年以上勤続 日給三ヶ月

七年以上 " 二ヶ月半

五年以上 " 二ヶ月

一年以上 " 一ヶ月半

一年未滿 " 二十一日

一年程度ノ臨時工 " 二十一日

臨時工 " 七日

小野ヨリ

到底承認スルコトハ出来ヌ、

土屋ヨリ

會社側トシテハ諸君ノ要求ヲ承認スルコトハ出来ナイガ

二十一日午後七時最後ノ回答ヲスルカラ来テ貰ヒタイ、
ト述べ翌午前一時會見ヲ終レリ

七推 移

本爭議發生後無産團體等ハ勞働組合等ヨリ應援申込ミテ
ルニ従業員側ハ之ヲ拒否シ獨自ノ立場ニ於テ合法的ニ解決
ヲ意圖シ他方會社側ニ急遽解決ヲ希望シテルヲ以テ以上ノ
通り現在會社ト従業員ノ要求トノ間ニ相當ノ懸隔アリト雖
又サシタル紛糾ヲ見ズシテ解決セラル、モノト認メラル

右及申(通)報候也